

みんなでつくろう
まちのルール

景観協定について

～まちの良好な景観を創る・地域で守るルールづくり～



地域にふさわしいまちなみを保全したい



建物やみどりのある良好な景観を保ちたい



まちづくりへの想いをルールにしたい

景観協定とは、一定区域内の土地の所有者、借地権者等の合意により締結される「良好な景観の形成に関する協定」のことで、景観法により規定されています。

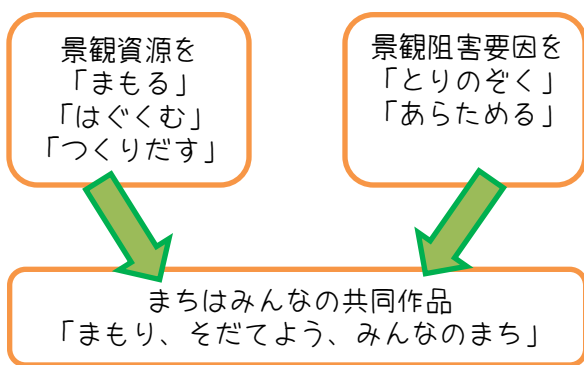
地域のより良い景観の維持、増進を図るため、景観を構成する多様な要素について、地域の実情に応じたきめ細やかなルールを地域の皆さん自らが取り決めることができる有意義な制度です。

不 岸和田市

岸和田市では、恵まれた自然、歴史、文化資産を活かし、岸和田らしい景観を保全し、創生し、未来へ継承することができる快適な環境及び住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現に資することを目的としています。

まちの景観は、様々な要素から構成されています。

例えば、建築物や工作物の形態や、材質等、建築物等の色彩、敷地の植栽、看板など外から見える部分や、地域の人々による取り組みなど景観協定は良好な景観に資する多様な要素について幅広く定めることができます。



景観協定で定めなければならない事項(景観法第81条関連)

1. 景観協定の目的となる土地の区域

地域の方々により合意された区域(一団の土地)を景観協定区域とします。

2. 良好な景観の形成のため次に掲げる事項のうち、必要なもの

- (1) 建築物の形態意匠に関する基準
- (2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準
- (3) 工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準
- (4) 樹林地、草地等の保全または緑化に関する基準
- (5) 屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- (6) 農用地の保全または利用に関する事項
- (7) その他良好な景観の形成に関する事項

3. 景観協定の有効期間

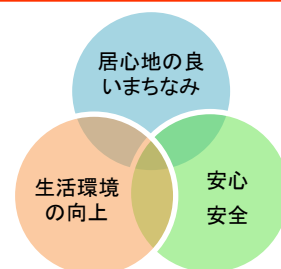
有効期間は、5年以上30年以下の期間で定めることができます。また、一定期間ごとに自動更新を行う旨を定めることも可能です。

4. 景観協定に違反した場合の措置

現状回復等の請求や裁判所への提訴等について定めます。

景観協定の締結により次の効果が期待されます

- ・ 良好な地域環境の整備とその持続の確保
- ・ 地域への愛着や誇りの高まり
- ・ 地域社会の活性化やつながりの確保
- ・ 土地、建物の資産価値の向上



2. 景観協定で定めることができる内容について

景観協定では、建築物や工作物、緑化、屋外広告物に関する基準や、地域の良好な景観の維持のために必要な清掃活動など幅広い内容について定めることができます。

ここでは、景観協定で定めることができる事例について説明します。

ルールは何を決めればいいのか？



良好な景観の形成に向けて定める内容の例・・・



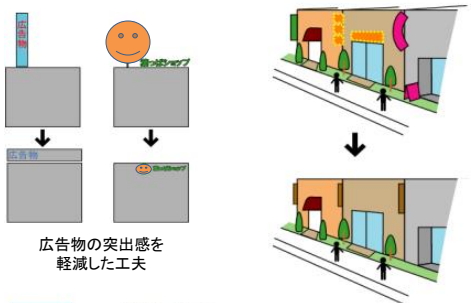
塀を設置せず、開放的なまちづくりをしよう

敷地内には木や花をできる限り多く配置しよう



建物の色は周辺と馴染む色にしよう

このほか、敷地の大きさや建物の高さの制限など定めることができます。



広告物の突出感を軽減した工夫



広告物の色や位置を揃えた工夫

広告物の地色と文字色を反転させて派手さを抑えた工夫



おしゃれな看板にしよう
派手な看板は設置しない

など、屋外広告物についてルールを決めることもできます



地域の清掃活動など
まちの美観活動を
みんなでしよう

このほか、地域での活動や
取り組みなどのルールを決める
こともできます

景観協定QA

まちの景観が良くなると散歩が楽しくなるね



Q1. 景観協定について詳しい内容を聞きたい。

A1. まずは、岸和田市役所都市計画課にご相談下さい。



Q2. 景観協定は誰が作成できるの？

A2. 土地所有者や借地権者、建物等の借家人等が作成できます。



Q3. 景観協定は誰が運用するの？

A3. 地域の皆さんで運営委員会をつくり、協定の内容を運営します。



Q4. 景観協定に同意していない人も対象となるの？

A4. 景観協定に合意した方々が対象となり、協定時に合意していない人へ制限は及びません。



Q5. 景観協定に違反した場合はどうなるの？

A5. 景観協定に違反した方に対して不当に重い負担を課すことはできませんが、景観協定にその場合の措置について定めることができます。



3. 景観協定の流れ

景観協定は、地域の皆さんが景観に関する様々なルールについて話し合いを行い、合意された景観協定の案を、市長が認可することで法的な効力が発生します。認可された景観協定が遵守されるよう、地域の皆さんで構成される運営委員会が運用します。

きれいなまちを
いつまでも残したい

高齢者から子供まで
安心して暮らせる
まちにしたい

緑がたくさんある
まちが良いなあ

地域のみなさんの役割

まずは、皆さんで
地域にあった
ルール※について
話し合いを始めます



※ルールの例：区域や基準、取組み等

景観協定書の素案作成

景観協定書の作成・合意形成

市へ認可申請

関係人による意見書の提出

認可通知書の受領

(景観協定)運営委員会の設立

地域の皆さんで
構成・運営します

景観協定で定められたルールを
運営委員会で運用します。

市役所(都市計画課)の役割

景観協定内容の相談

認可申請の受理・審査

公告・関係人の縦覧(2週間)

認可(通知)・公告

協定の写しの縦覧

岸和田市景観審議会で
協定の内容を審議

【お問い合わせ】

岸和田市 まちづくり推進都市計画課(景観担当)

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話 072-423-9538(直通)

E-mail tokei@city.kishiwada.osaka.jp

